

# 淡路市いじめ防止基本方針

令和7年4月  
(令和8年4月改訂)  
淡路市教育委員会

## 基本方針策定の趣旨

淡路市は、「ふるさと淡路を創る 未来に輝く人づくり」を基本理念（第2期淡路市教育振興基本計画及び淡路市教育大綱）に、ふるさとに愛着と誇りを持ち、社会で貢献できる人の育成に努めている。さらに学校教育においては、「一人一人の可能性を信じて、児童生徒に寄り添うあたたかい教育」をめざし、生きる力を育む教育と安全・安心な学校づくりを推進している。

本市がめざすあたたかい教育の姿を実現させるためには、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、学校・保護者・地域が、子どもの権利を守り、一体となっていじめに向き合わなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の成長発達権や、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

不幸にしていじめが生じてしまった場合、学校・保護者・地域は、児童生徒一人一人の未来を守るため、その行為に対して総がかりで解消に向け取り組むことが重要である。こども基本法（令和4年法律第77号）には、「全ての子どもについて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」とされている。このことは、学校・家庭・地域それぞれが役割を果たす際に忘れてはならない視点であり、責務である。

淡路市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、本市の全ての児童生徒が、安心して生活し、共に学び合うことができる環境を、社会総がかりでつくり上げることをめざし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの理解

【いじめの定義（法第2条第1項）】
-------------------

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者という4層構造が存在する。
- ⑤ 全ての児童生徒がいじめの加害者にも被害者にもなり得る。また、加害・被害の関係性は固定されたものではなく、入れ替わりながら、加害も被害も経験することがある。
- ⑥ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命や身体に重大な危険が生じる。
- ⑦ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合がある。いじめを受けた児童生徒が、被害を訴えない場合もある。
- ⑧ ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）等インターネット上で行われるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくく、学校・家庭・関係機関の適切な連携により対応する。
- ⑨ いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

## （2）いじめ問題の克服に向けた基本的な方向性

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを児童生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に対して毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢を持つことが大切である。

いじめを主体的に克服する心豊かでたくましい児童生徒が育つ基盤をつくり上げるには、学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒一人一人の人間的成長を促すことが必要である。

### 【学校・家庭・地域が共にめざす姿】

- 自分で判断し、行動できる児童生徒を育てる。
- 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
- いじめの問題に組織的に取り組む。

- いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。
- 全ての子ども用最善の利益を考え、未来に向け豊かな成長を促す。

## ア 学校

学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒の人権意識を高め、生きる喜びと命を大切にする心を育むとともに、全ての児童生徒にとって居場所があり、自分らしく自己実現を果たせる魅力ある学校づくりを行う。

「いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない」ことへの理解促進を図るとともに、児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、主体的にいじめを解決するための行動ができるよう、児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努める。

また、学校及び教職員は、児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的な触れ合いを通して、児童生徒の良さや可能性をより発揮できるよう指導する。

## イ 家庭

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、家庭における保護者とのきずなを通じ、思いやりの心や善悪の判断、規範意識等を養うため、指導に努める。

その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから守らなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

## ウ 地域

地域全体で子どもが孤立しないよう児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校評議員、学校運営協議会、PTA及び地域協働活動等を活用し、いじめ防止に関して、連携・協働する体制を構築する。

地域が、率先して人権を大切にし、子どもを取り巻く大人がいじめを見過ごさない姿勢を示すことで、地域総がかりでいじめを生まない土壌を育てる。

## 2 いじめの防止等に対する市教育委員会の取組

### (1) 推進体制

市教育委員会は、いじめの防止等のために、関係機関及び団体と連携して組織的な対応を行う。

ア 兵庫県いじめ対応地域ネットワーク会議（いじめ問題対策連絡協議会）に参画し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携について、本市における事案対応等への活用促進を図る。

イ いじめの問題に関する課題解決及びいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、淡路市いじめ対応ネットワーク会議（いじめ問題対策連絡協議会）を設置する。

ウ 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、地域におけるいじめ防止のための対策を実効的に行うとともに、いじめによる重大事態への対処及び同様の事態の発生の予防のため、「淡路市いじめ問題調査委員会」を設置する。さらに、個別のいじめ重大事態に対する迅速な対応を図るため、調査を行う組織として、「淡路市いじめ問題調査委員会部会」を設置する。

## （2）教職員のいじめ対応能力の向上

教職員のいじめに対する理解と対応能力の向上を図るため、児童生徒理解研修、カウンセリングマインド研修、生徒指導研修、スクールロイヤーによる法理解研修等を充実させる。

## （3）未然防止

全教職員が正しいいじめ理解に基づき、組織的かつ継続的な取組を進めるため、積極的な法理解研修を推進する。「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」の活用を促進することで、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

また、個性や可能性を伸長する授業の充実、人間関係の基盤となる力の育成、道徳教育の充実、人権教育の充実、体験活動の推進等学校の教育活動全体を通じて、豊かな心の育成を図るとともに、児童生徒の主体的な活動を推進し、互いに認め合い、助け合う仲間づくりを通じて自尊感情を高めること、相手の気持ちを思いやる心を育成することで、いじめを許さない学校づくりを推進する。

さらに、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間を確保するため、業務改善を推進する。一人一人の児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するとともに、児童生徒が相談しやすい環境を整備する等、いじめの防止等に適切に注力できる体制を支援する。

## （4）早期発見

市教育委員会の相談機能の向上を図る。淡路市教育センターに、スクールコーディネーター、教育相談員、スクールカウンセラー等専門員を配置し、児童生徒や保護者からの相談に適切に対応するとともに、迅速な情報共有が可能となるよう、医療・福祉・警察等各機関とのネットワーク体制を構築する。

あわせて、市、県及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童生徒や保護者等の相談に、迅速・的確に対応する。

〈相談窓口〉

- ① いじめ相談窓口（淡路市教育センター）
- ② ひょうごっ子悩み相談センター（兵庫県教育委員会）
- ③ ひょうごっ子SNS悩み相談（兵庫県教育委員会）
- ④ ヤングトーク（兵庫県警察少年相談室）
- ⑤ いのちの電話（兵庫県福祉部障害福祉課）
- ⑥ 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル（兵庫県福祉部障害福祉課）
- ⑦ ひょうごユースケアネットほっとらいん相談（兵庫県県民生活部男女青少年課）
- ⑧ ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談（兵庫県県民生活部くらし安全課）
- ⑨ 子どもの人権110番（神戸地方法務局）

さらに、いじめ対応マニュアル等により、児童生徒に対する定期的な調査や、チェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど、学校における調査等の充実を図る。

## （5）早期対応

市教育委員会は、学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。

また、いじめの認知の報告を受けた場合、学校が主体的にいじめを解決できるよう積極的な支援を行う。深刻ないじめを認知した場合、市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等必要な支援を行う。

淡路市教育センター、淡路教育事務所学校問題サポートチーム、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を行い、必要に応じて、関係機関への支援要請を行う。

いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等にあつては、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について、弾力的に対応する。

いじめを行った児童生徒に対し、学校が指導を継続しても人権侵害等のいじめ行為を繰り返す場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

## （6）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを用いた情報技術が高度化し、学校教育においても新たな学びの実現に活用されている。しかし、一方で、生活の中のインターネット機器を通じて発生するいじめが増加し、適切な対応が求められる。

スマートフォン等やSNS等を用いたインターネットに係るいじめについては、その特性

上、学校だけで対応することには限界が生じることがある。事案解決に向けては、学校・家庭・地域の協力が不可欠であり、事案によっては消費生活センターや警察等適切な機関との連携が必要な場合もあり得る。

児童生徒や教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせて、インターネットの正しい活用等情報モラル教育を推進する。児童生徒、保護者及び教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を理解し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

また、スマートフォン等の所持やその使用について第一義的に管理する家庭における保護者の責務等について、各機関の啓発リーフレット等を通じて啓発を行う。

### (7) 家庭、地域、関係機関との連携

学校と家庭・地域の連携促進を図るため取り組んできたPTCA事業、学校評議員会、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校支援地域本部、放課後子ども教室をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめに関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるよう啓発する。いじめの防止等の対策が、関係者の連携の下に適切に行われるように、関係機関、学校、地域社会及び民間団体等の連携を推進する。

また、学校・教育委員会と警察やこども家庭センターとの適切な連携を図るため、情報共有体制を充実する。小・中・高生徒指導担当者会、小・中・高生徒指導学警連絡会等における学校間及び関係機関との連携協力体制を充実し、孤立しがち等児童生徒の情報や、いじめに対する学校の指導体制及び指導内容の共有を図る。

## 3 いじめの防止等に関する学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

いじめの問題への取組に当たっては、管理職のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。各学校は、国、県及び市のいじめ防止基本方針を参考とし、いじめの防止等の取組について、基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」として定める。

また、管理職、複数の教職員、養護教員や、学校の実情に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成される「いじめ対応チーム等校内組織」を設置するとともに、児童生徒及び保護者に対して、その存在を示し、実効ある組織とする。この組織を中心に、教職員全員の共通理解の下、複雑化・多様化するいじめの現状やいじめ防止に向け、児

児童生徒への日常的な指導や家庭・地域への啓発等、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。「学校いじめ防止基本方針」の改定に当たっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定める。それらの取組状況等を学校評価の評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

## （２）教職員のいじめ対応能力の向上

学校及び教職員は、平素より、いじめに係る法令等に基づき、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、いじめやいじめが疑われる事案が発生した場合は、担任等特定の教職員が、情報を抱え込むことのないよう、速やかな組織的対応を徹底する。また、児童生徒や保護者から安心して相談してもらえる教職員であるよう、日頃からコミュニケーションを通じて、良好な人間関係を構築する。

さらに、「いじめ対応マニュアル」、「いじめ未然防止プログラム」等を活用した校内研修やいじめを発見する力、いじめを発見するための具体的知識を養うための具体的な事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

## （３）未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で、児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら、一体となり取組を推進する。

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。

イ 学級活動、学年又は全校集会等、あらゆる機会を捉えて、「いじめとは何か」を児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

ウ 人間関係を結ぶ力を育み、コミュニケーション能力を育成するとともに、学級活動、児童会・生徒会活動等で、いじめ防止の活動を自分たちで考え、実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

エ 日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わる。

オ 校種間連携を密にし、いじめに対する指導情報等を共有することで、適切な対応を図る。

#### (4) 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が、早期の解決につながる。そのため、日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努め、児童生徒の心の変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起り得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域とも連携して情報を収集する。

ア 教職員が、人権感覚を磨き、対応能力を向上させる。

イ 日常的な観察や声掛けを行うとともに、生活ノートやアンケート調査を実施するなど、実態把握に努める。なお、アンケート調査については、記入しやすい環境を整えた上で、各校の状況に応じて、記名式や無記名式を選択又は併用して実施する。また、アンケート調査の実施後については、複数の教員による速やかな内容の確認を行い、いじめに関係すると思われる内容が見いだされたときは、早急に対応する。

ウ 相談しやすい環境づくりを進め、きめ細かな配慮の下で事実確認を行い、いじめの解消に向けて迅速に取り組むことができるようにする。

#### (5) 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等の連携の下で取り組む。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

ア いじめが疑われる情報があった場合は、いじめを受けた又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。正確な実態把握を行い、指導方針及び役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒及び保護者に対応する。

イ いじめは、自尊感情を著しく傷つける。いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。解決に向け、いじめを受けた児童生徒本人の意見が尊重されることを伝える。

その保護者には、面談等を通じて、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には、適時に適切な方法で経過報告をする。

ウ いじめは、決して許されない行為である。いじめを行っている児童生徒からは、気持ちや状況を十分聴き取り、状況や背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが人権を侵害す

る行為であることに気付かせ、いじめを受けている側の気持ちを認識させる。いじめを行った児童生徒が、解決に向け自ら意見を持ち、行動することの大切さを自覚させなければならぬ。

保護者に対しては、早急に面談を行う等学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導について協力を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

学校は、これらの教育的な観点を踏まえ、いじめを解決しようとする児童生徒らの主体性を尊重し、継続的に声を聴き、法第23条第3項に基づく指導・助言を行う。

エ いじめ事案を、当事者だけの問題にとどめず、学級、学年及び学校全体の問題として、「いじめは、決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。また、学校と保護者が、連携・協力していじめに対応するため、保護者会、学級会等を適切に開催することを検討する。

オ 学校において、いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、指導助言等による支援の下、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。また、必要に応じて、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、学校問題サポートチーム等の支援を要請するとともに、淡路市教育センター「いじめ相談窓口」、淡路教育事務所「教育相談窓口」、スクールソーシャルワーカー等を活用する。

## (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、インターネットの正しい活用法等情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒及び保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階やスマートフォン等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等において、スマートフォン等の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方が、メールやSNS等への書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等でスマートフォン等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、SNS等を見たときの表情の変化やスマートフォン等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないために、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、SNS等への書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携し、対応していく。

保護者に対しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)や青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。スマートフォン等やSNS等インターネットを通じたいじめについては、その特性上、学校だけで対応することには限界が生じる。事案認知後、学校が速やかにいじめを受ける児童生徒を守り、いじめを行う児童生徒にいじめ行為を止めさせ、適切な指導を行うためには、家庭・地域との連携・協力が不可欠である。学校だより、学年だよりを通じて保護者に対し、普段から家庭の中で児童生徒と対話をする中で正しい情報機器の扱いを学び、ネットリテラシーを高めることの重要性について周知を行う。

#### (7) 家庭、地域、関係機関との連携

保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ、学校だより等により啓発する。また、いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが互いに共有できるように、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。

保育所・認定こども園と小学校間、また、小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障がい等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制及び指導内容の共有を図る。特に、中学校においては、校区内における各小学校の指導内容について情報交換を行った上で、一貫した指導の体制づくりを行う。

学校は、地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に、日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、非行防止教室を開催し、警察官等が児童生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。

なお、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると考えられるいじめに関しては、早期に所轄警察署に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報する。

いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野

に入れて対応する。法務局人権相談窓口等市教育委員会以外の相談窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

## 4 重大事態への対処

### (1) 対処方針

「文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対処することを基本とする。

### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と判断した場合、速やかに、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

### (3) 重大事態の定義

#### 【重大事態（法第28条第1項）】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号に定める「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等が想定される。

同項第2号に定める「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により、適切に判断するものとする。

改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを、学校は強く認識することとする。

### (4) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されており、市教育委員会は、学校から報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体を、市教育委員会又は学校のどちらとするかについて判断する。

ア 学校が調査主体となる場合においては、市教育委員会は、調査を実施する学校に対して、必要な指導・支援を行う。

イ 学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、市教育委員会が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は、教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

また、市教育委員会が調査を行う場合、調査組織として、弁護士、学識経験者、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成された「淡路市いじめ問題調査委員会」又は「淡路市いじめ問題調査委員会部会」を設置する。

調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し、対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。調査の経過及び結果については、適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

#### (5) 調査結果等の取扱い

調査結果については、市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、市教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年淡路市条例第1号）」の規定に基づき、プライバシー保護など個人情報に十分配慮した上で、適時、適切な方法で提供する。調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒及びその保護者への継続的な支援、指導又は助言等に活用することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず、各校の指導の改善に活用する。

#### (6) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

重大事態の調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「淡路市いじめ問題検証委員会」に諮問し、法第30条第2項の規定による再調査を行う。検証委員会は、市長の諮問

に応じて再調査を行い、市長にその結果を答申する。